

全学部授業始まる

1日から検問体制も緩和

大学当局は、共闘委員会の授業

阻止行動はヤマを越したものとみ
て、十二月一日よりこれまでの学
生証を一人一人検査する、厳戒検

問体制を緩和、特殊の場合を除

き本学生の構内への自由を入り

認めだ。これは全学の授業が一

応“軌道”にのったこと、地大学

生の「~~立派な~~立派な理由

によるものである。しかし、授業

再開にあたって出した「学長告

示」は今なお生きており、検問所

では職員がヘルメット・ガバ棒な

ども凶器を持ち込まないよう監視

している。だが、構内へのハンド

マイク持ち込み禁止という項は現

在、和泉・牛田地区で学生がたび

たび使用して、大学側も默認とい

ている。

一日からの検問緩和に際し、大
学当局は「通知」を発し、本校地区
で立ち入り自由の校舎および時間
を示した。それによると、五・六
・七・十一号館は午前八時から午
後九時三十分、十号館は午後五時

から午後九時三十分、図書館(新
館)は午前九時から午後四時、大

学院(院生のみ)は午前八時から
午後五時となっている。また、事
務室の取扱要領は次の通り。

▽一部法学部・政経学部事務室
(七号館)▽法(一部)・商・政
経・文・経営学部事務室▽從來
通り▽教職課程事務室▽一・二部
とも文部省事務室▽文部省▽短
期大学▽経営学部事務室(五号
館)▽一部教務課▽小川町校舎▽
会計課▽一・二部とも文学部事務

室▽学生課▽一・二部とも小川町
校舎。

なお、和泉地区検問会ではグラ
ウンドへの陸橋を午前八時三十分
から午後三時三十分まで開放する

ことを決定。また、牛田地区検
問会では大学の近くは“憩いの場”
がないことなどを理由により、学
生のサークル部室使用を一日から
遅めとする。

在籍する学生を除く(十一
日より)各学年(年)の授業は一日
よりすべて実施される。